

三鷹市指定収集袋広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）及び指定収集袋 10 枚を収納している外装（以下「外袋」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 指定収集袋及び外袋に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に係るもの
- (6) 内容が虚偽若しくは表現が誇大であるもの、その疑いがあるもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市のごみ減量・リサイクル協力店の認定を受けている者に係る広告
- (2) ISO14001 認証取得事業者、エコアクション 21 認証・登録事業者又はこれらに準ずるものに係る広告
- (3) 国、地方公共団体、公社、公益的法人又はこれらに類するものに係る広告
- (4) 私企業のうち公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (5) 私企業のうち公共的性格を有しない企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (6) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の対象等)

第4条 希望した広告の掲載対象となる家庭系廃棄物用指定収集袋の種別（以下「広告掲載対象種別」という。）、掲載の位置、規格及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、別表のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 市長は、広報みたか、市ホームページ及び指定収集袋により広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

2 市長は、広告の掲載を希望する者がいないとき又は特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、広告代理業等を営む者に募集に係る業務を行わせることができる。

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、三鷹市指定収集袋広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、審査を行い、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

3 前項の場合において、同一の広告掲載対象種別に、優先順位を同じくする複数の申込みがあった場合は、抽選により掲載する広告を決定する。ただし、既に他の広告掲載対象種別に掲載を行っている者又は掲載が決まっている者は、抽選に参加できない。

4 前項本文の抽選に漏れ、希望した広告を掲載する対象となる広告掲載対象種別に掲載できなかった広告について、当該申込者が抽選に漏れた回の次の回に広告掲載を希望する場合は、前項本文の規定にかかわらず、優先的に当該広告を掲載するものとする。ただし、既に他の広告掲載対象種別に掲載を行っている者又は掲載が決まっている者に係る広告については、この限りでない。

5 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、三鷹市指定収集袋広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第7条 前条第2項の規定により広告の掲載の可否を決定するに当たり、疑義が生じたときの審査を行うため、広告掲載審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員長は生活環境部長とし、副委員長は生活環境部調整担当部長とする。

3 委員会の委員は、企画部広報メディア課長、総務部政策法務課長、生活環境部環境政策課長、同部ごみ対策課長及び同部生活経済課長とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、別に定める期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿データの作成及び提出)

第9条 掲載広告の原稿データ(以下「広告原稿データ」という。)は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出

しなければならない。

(広告主の責任)

第 10 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿データを提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告の内容が不相当と判明したとき。

(広告掲載料の不返還)

第 12 条 既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還する。

(ホームページへの広告掲載)

第 13 条 広告主が希望する場合は、市のホームページにバナー広告を無料で掲載することができる。

2 バナー広告の掲載の条件及び仕様については市長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 1 月 20 日から施行する。

別表（第4条関係）

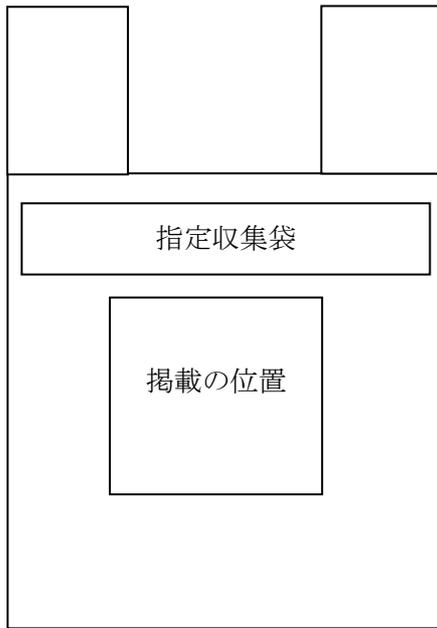
| | 広告掲載対象種別 | | 掲載の位置 | 規格 | 1枚当たりの 広告掲載料 |
|--|--------------------------|---------|-----------------|-------------|-----------------|
| 載 指 定 収 集 袋 へ の 掲 載 | 物、家庭系 不燃物用（可 燃廃棄物） | ミニ袋（50） | 表面中央部 （下図参照） | 7 cm×10 cm | 0.2 円 |
| | | S袋（100） | | 12 cm×16 cm | 0.25 円 |
| | | M袋（200） | | 15 cm×20 cm | 0.3 円 |
| | | L袋（400） | | 17 cm×24 cm | 0.4 円 |
| 外 袋 へ の 掲 載 | 物、家庭系 不燃物用（可 燃廃棄物） | ミニ袋（50） | 表面中央部 （下図参照） | 18 cm×11 cm | 0.2 円 |
| | | S袋（100） | | 14 cm×12 cm | 0.25 円 |
| | | M袋（200） | | 17 cm×14 cm | 0.3 円 |
| | | L袋（400） | | 21 cm×17 cm | 0.4 円 |

備考

- 1 枚当たりの広告掲載料に消費税及び地方消費税を含む。
- 2 広告掲載料は、1枚当たりの広告掲載料に当該指定収集袋の作成枚数を乗じて得た額とする。
- 3 指定収集袋と外袋の両方に広告の掲載を希望する場合の広告掲載料は、それぞれの広告掲載料を合算した額とする。
- 4 指定収集袋の作成枚数は、その都度募集要領において定める。

(図)

指定収集袋表面



指定収集袋外袋裏面



様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）三鷹市長

（申込者）

| | |
|-------|--------------------|
| 事業所名 | |
| 代表者名 | |
| 住 所 | 〒 |
| 電 話 | () — |
| 担当者名 | |
| 連 絡 先 | 電話 () — e-mail |

下記のとおり、三鷹市指定収集袋への広告の掲載を申し込みます。

記

| | |
|--|---|
| 広告内容 | |
| <p>広告掲載対象種別</p> <p>※希望対象にチェックを入れてください。複数可。</p> | <p>家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用）</p> <p>【指定収集袋】</p> <p><input type="checkbox"/>ミニ袋（50） <input type="checkbox"/>S袋（100） <input type="checkbox"/>M袋（200） <input type="checkbox"/>L袋（400）</p> <p>【外袋】</p> <p><input type="checkbox"/>ミニ袋（50） <input type="checkbox"/>S袋（100） <input type="checkbox"/>M袋（200） <input type="checkbox"/>L袋（400）</p> |
| <p>広告掲載の優先順位の該当項目</p> <p>※該当項目にチェックを入れてください。</p> | <p><input type="checkbox"/>三鷹市ごみ減量・リサイクル協力店の認定を受けている者に係る広告</p> <p><input type="checkbox"/>ISO14001認証取得事業者、エコアクション21認証・登録事業者又はこれらに準ずるものに係る広告</p> <p><input type="checkbox"/>国、地方公共団体、公社、公益的法人又はこれらに類するものに係る広告</p> <p><input type="checkbox"/>私企業のうち公共的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告</p> <p><input type="checkbox"/>私企業のうち公共的性格を有しない企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するものに係る広告</p> |

- 【添付書類】
- (1) 事業の概要又は団体の活動内容が分かるもの
 - (2) 広告掲載の優先順位の該当項目を証明するもの（例 三鷹市ごみ減量・リサイクル協力店認定証）

三鷹市指定収集袋広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

事業所名 _____
代表者名 _____ 様

三鷹市長 氏 名 印

年 月 日付けで申し込みのあった三鷹市指定収集袋への広告掲載について、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

1 決定結果

掲載します

| | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用） | | | |
| 【指定収集袋】 | | | |
| <input type="checkbox"/> ミニ袋（50） | <input type="checkbox"/> S袋（100） | <input type="checkbox"/> M袋（200） | <input type="checkbox"/> L袋（400） |
| 【外袋】 | | | |
| <input type="checkbox"/> ミニ袋（50） | <input type="checkbox"/> S袋（100） | <input type="checkbox"/> M袋（200） | <input type="checkbox"/> L袋（400） |

掲載できません

| |
|----|
| 理由 |
|----|

2 広告原稿データの提出方法

3 広告掲載料

_____ 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※広告掲載料は 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所に納付してください。

4 その他